

# 学校いじめ防止基本方針（概要版）

合志市立合志小学校

## 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法から）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめ防止の対策に関する基本理念（熊本県いじめ防止基本方針から）

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

## 3 いじめ防止に対する基本的な考え方（熊本県いじめ防止基本方針から）

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

## 4 学校としての取組

### (1) いじめの早期発見・対応に努める。

- ・定期的なアンケート実施。毎月1回、心のアンケートをベースにした簡易版のアンケートを作成して実施する。
- ・アンケートの結果集計と分析。
- ・日常の児童観察と情報の共有。
- ・定例のいじめ不登校対策委員会で上記の内容を検証していく。

### (2) アンケートの結果や日常観察の結果で気がかりな児童については、引き続き注意深く観察し、個別の教育相談を行う。

### (3) 軽微な問題行動であっても、将来的にいじめに発展する可能性があるという認識を持ち、ケースの応じた個別指導や学級指導等を丁寧に行う。

### (4) 年間計画に沿った道徳教育、人権教育、読書活動、体験活動等を着実に実施する。

## 5 児童の取組

- (1) 帰りの会等を活用して自分たちの学校生活を振り返る。
  - ・反省と改善を出し合うことで、自他を認め合い、高め合う集団へと高める。
  - ・課題を学級全体の問題とすることで、学級・学校集団の向上に資する。
  - ・学校生活（特に人間関係）における優れた面や課題を見つける目を養う。
- (2) なかよし集会、全校集会、委員会発表集会等で児童の主体的な活動を推進する。
  - ・課題改善の手立てや、未来像を創造していく活動になるように助言していく。
- (3) 言語環境を整え、相手を尊重し合う環境づくりをする。

## 6 家庭の協力

いじめを解決するためには、子どもを取り巻く環境を理解したり、子どもが抱えるストレスを取り除いたりする必要がある。そのためには家庭の協力が不可欠である。このことを各家庭に伝え、理解のうえで協力を求めていく。

- (1) 家庭において、子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに学級担任等に報告してもらう。
- (2) いじめ又はいじめに発展しそうな事案があった場合は、被害・加害双方の関係するすべての家庭に連絡する。各家庭では、子どもから話を聞いて、学校と協力して相談や指導を行ってもらう。

## 7 いじめ・不登校対策委員会

校内に「いじめ・不登校対策委員会」を設置して、いじめの未然防止等について、日頃から指導の在り方や方策について協議し、決定事項を全職員に周知する。

### 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、人権教育主任、養護教諭、関係職員  
(月1回程度、委員会を招集し、対策等の協議を行う)

- (1) 日常的な様子やアンケートの結果について、担任は事実を報告していく。担任が独自に判断するのではなく、委員会の中で複数で確認しながら、いじめ事案としての認めていく、対処を考えていく。
- (2) 緊急性がある事案については、適宜委員会を開催して対応していく。  
※対応のフローチャート参照（別紙）
- (3) 細かい事案についても、いつ重大事案に発展するのか分からないという危機意識を持って対応していくために、事象については必ず保護者連絡を行う。
- (4) 関係児童（加害・被害とも）の保護者の了解が得られにくく、学校での対応が難しい場合には、以下の対応を行う。
  - ア 市教育委員会及び「熊本県学校・警察相互連絡制度」を活用して熊本北合志警察署へ事前に相談する。
  - イ 関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問を行う。その際には、把握している事実を伝え、警察に相談するよう保護者に促す。
  - ウ 原則、保護者同士を会わせたり、相手方の連絡先を伝えたりしない。

8 年間の取組計画

	「いじめ不登校対策委員会」の取組	全職員等の取組
前期	<p>○いじめ不登校対策委員会は毎月実施</p> <p>5月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ等問題行動に対する学校方針検討</li> <li>・「心のきずなを深める月間」の取組検討</li> <li>・心のアンケートの内容検討</li> </ul>	<p>○心のアンケートは毎月実施</p> <p>5月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合志小いじめ防止基本方針の確認</li> </ul>
後期	<p>6月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者教育相談の取組内容の検討</li> </ul> <p>7月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談での情報共有</li> </ul> <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前期取組の反省と後期取組の検討</li> <li>・校内人権月間の取組内容の検討</li> </ul>	<p>6月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月の人権月間の取組、心のきずなを深める取組の実施</li> <li>・第1回「なかよし集会」の検討</li> </ul> <p>7月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回「なかよし集会」</li> <li>・保護者教育相談の実施</li> </ul> <p>10月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の情報共有</li> <li>・第2回「なかよし集会」の検討</li> </ul> <p>11月：人権月間の取組</p> <p>第2回「なかよし集会」</p> <p>12月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート（県）実施</li> <li>・個別面談の実施</li> </ul>
	<p>12月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・心のアンケート（県）の結果分析、事後指導（個別面談等）の検討</li> </ul> <p>1月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内人権月間の取組内容の検討</li> <li>・心のアンケートに基づく校内共通実践事項の確認</li> </ul> <p>2月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期取組の反省と次年度の計画</li> </ul>	<p>2月</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内人権月間の取組</li> <li>・第3回「なかよし集会」</li> </ul>
継続取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎週水曜、会議・研修開始前実施の「児童理解」における職員間の情報共有</li> <li>・児童による1日の振り返り（各学級での帰りの会等）</li> <li>・日常の日記指導や生活ノートの活用と、児童の行動観察及び家庭との連携</li> <li>・毎月の児童の実態報告</li> </ul>	